

函館市専門家派遣型 I T ・ ロボット等活用支援事業実施要綱

(事業の内容および目的)

第 1 条 本事業は、I T やロボット等の活用による生産性向上を目指す市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等（以下「市内中小企業・小規模事業者等」という。）に対し、I T やロボット等の活用に知見を有する者を派遣して、生産性の向上に資する助言等を行うことにより、市内中小企業・小規模事業者等の経営改善や経営のデジタル化を促進し、もって地域経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家 函館市内および近郊に居住し、I T コーディネータ資格を有する者または公益財団法人函館地域産業振興財団に所属する、ロボット等の活用に知見を有する者をいう。
- (2) 専門家派遣機関 函館市専門家派遣型 I T ・ ロボット等活用支援事業委託業務の受託者のことをいう。
- (3) 派遣 前号に掲げる専門家の所属機関が、市長から診断助言に係る業務の委託を受け、市内中小企業・小規模事業者等に対し、所属する専門家を派遣して診断助言を実施することをいう。
- (4) 生産性向上 各種経営資源の投入によって、売上げやサービス、品質、顧客満足度等が向上するなど、産み出される成果の割合が増大することをいう。
- (5) 中小企業・小規模事業者等 別表 1 に掲げるとおりとする。
- (6) 企業グループ 2 以上の中小企業・小規模事業者等により構成されるグループであって、かつ中核的役割を担う代表企業および構成員の 2 分の 1 以上が市内中小企業・小規模事業者等に該当するものをいう。

(利用対象者)

第 3 条 本事業の利用対象者は市内中小企業・小規模事業者等または企業グループであって、次のいずれにも該当する者とする。ただし、別

表2に示す事業や社会常識上および倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する，犯罪的行為またはそれに結びつくもしくは引き起こす，など）を行っている者を除く。

また，IT産業（ソフトウェア業，情報処理・提供サービス業，インターネット付随サービス業およびデザイン業）を主たる事業として営む者（直近2期分の事業年度の平均売上高のうち最大のものがIT産業から得られた実績を有する事業者），もしくはこの者を含む企業グループは除く。

(1) 専門家派遣の申請日から起算して直近2期以上，専門家の派遣を希望する事業に係る実績がある者

ただし，その代表者が別の中小企業・小規模事業者等（市内に事業所を有する者に限らない。）において当該事業を営んでいた，または現に営んでいる場合は，両者を通算するものとする。

(2) 市税を滞納していない者

（事業の手順等）

第4条 本事業は，次の各号の手順等により実施する。

(1) 専門家派遣申請

専門家の派遣を受けようとする市内中小企業・小規模事業者等および企業グループ（以下「派遣申請者」という。）は，第1号様式の専門家派遣申請書および次に掲げる書類等を市長に提出するものとする。

ア 直近2期分の事業年度に係る決算書類の写し（企業グループが申請する場合は，代表企業が提出すること。）

イ 函館市の市税を滞納していないことを証する書類（企業グループが申請する場合は，各中小企業・小規模事業者等が提出すること。）

ウ 派遣申請者の概要が確認できる企業概要やパンフレット等の資料（企業グループが申請する場合は，各中小企業・小規模事業者等が提出すること。）

エ 企業グループが申請する場合は，構成員の関係性がわかる資

料

オ その他市長が必要と認める書類等

(2) 診断助言実施計画書の提出

市長は、申請内容に基づく調書を作成して第5条に規定する専門家派遣機関に提供するとともに、当該機関から第2号様式の診断助言実施計画書を提出させるものとする。

(3) 専門家派遣の決定

市長は、前号の診断助言実施計画書の内容が適当と認められるときは、当該計画を承認し、専門家の派遣を決定する。

また、当該決定の後、市長は専門家派遣機関に対し、第3号様式の専門家派遣依頼書により診断助言を依頼するとともに、派遣申請者に対しては、第4号様式の専門家派遣通知書により専門家の派遣が決定した旨を通知する。

(4) 診断助言への市職員の同席

専門家は、診断助言を実施する際、必要に応じ市職員の同席を市に求めることができる。

(5) 派遣日数の制限

同一年度内における1派遣申請者への専門家の派遣は、原則として延べ2日間を限度とする。

なお、日数の算定にあたっては、4時間以上の診断助言を行った日を1日分とし、2時間以上4時間未満の診断助言を行った日を半日分とすることができる。

また、1日における診断助言は、6時間未満とする。

(6) 診断助言実施計画の変更

専門家は、診断助言実施計画を大幅に変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

なお、事前に承認を受けることなく、診断助言実施計画に大幅な変更がなされたときは、市長は謝金を支払わないものとする。

(7) 診断助言の中止

診断助言の途中において、その効果が見込めないと専門家が判断

した場合、市長は、専門家からの報告に基づき、当該診断助言を中止することができる。

(8) 中間状況報告

市長は、必要があると認めるときは、派遣申請者への派遣が完了する前に、専門家に対し、中間状況報告を求めることができる。

(9) 派遣期間の延長および短縮

専門家の派遣期間は、天災その他やむを得ない事情がある場合または市長が必要と認める場合に、延長または短縮することができる。

(10) 診断助言完了の報告

市長は、第3号および第6号で決定した派遣日数を終了したときまたは第7号の規定により派遣を中止したときは、最終の診断助言日から30日以内に、派遣された専門家から第5号様式の診断助言完了報告書を、専門家の派遣を受けた者から第6号様式の診断助言受入報告書をそれぞれ提出させるものとする。

(11) 事後調査

市長は、専門家による診断助言完了後の状況把握および効果測定などを目的とした調査等を実施することができるものとし、専門家および専門家の派遣を受けた者は、この調査等に協力しなければならない。

(12) 周知・啓発

市長は、必要と認めるときは、本事業の周知に係るセミナー等を開催するものとし、専門家および専門家の派遣を受けた者は、これに協力するものとする。

(専門家派遣機関の登録事務等)

第5条 専門家を派遣する機関の登録事務等は、次の各号の手順により実施する。

(1) 選定方法

市長は、専門家が所属する機関に対し、第7号様式の専門家派遣機関登録依頼書により本事業の専門家派遣機関としての登録を依頼するものとする。

(2) 専門家派遣機関の登録

前号の依頼を受けた機関において、本事業における専門家派遣機関としての登録を承諾する場合は、第8号様式の専門家派遣機関登録承諾書を市長に提出するものとする。

(3) 登録内容の変更・廃止

前号に掲げる専門家派遣機関として登録した機関において、登録内容の変更または登録の廃止を希望する場合は、第9号様式の専門家派遣機関登録(変更・廃止)届出書を市長に提出するものとする。

(4) 専門家派遣機関としての登録期間

専門家派遣機関の登録期間は、登録年度の3月末日までとする。

(委託料)

第6条 委託料については、提出された第5号様式の診断助言完了報告書および第6号様式の診断助言受入報告書を市が確認した後に、口座振込により専門家派遣機関へ支払うものとする。また診断助言の際、やむを得ず有料の駐車場を使用した場合は、領収書等の写しを提出すること。

なお、第5号様式の診断助言完了報告書に記載された内容が、実際には行われていないと判断される場合は、市は委託料を支払わないこととする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

業種分類	定義
①製造業，建設業，運輸業	資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社および個人事業主
②卸売業	資本金の額または出資の総額が 1 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社および個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業，情報処理・提供サービス業，インターネット付随サービス業，デザイン業，旅館業を除く)	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社および個人事業主
④小売業	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社および個人事業主
⑤旅館業	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社および個人事業主
⑥社会福祉法人，学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者

※ 「常時使用する従業員」とは，労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また，会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため，「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

別表 2 (第 3 条関係)

業種分類	左記の業種分類のうち、補助対象とならない事業
不動産業	投機的取引を行っている土地ブローカーなど
興信所	専ら個人の身元調査等を行う探偵業など
娯楽業	風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業など
旅館業	モーテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
民間職業紹介業	芸妓周旋業
その他の業種	宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務、集金業、取立業